

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
75	助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護の実施に関する事務(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
②事務の概要	<p>【助産施設における助産の実施】 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第22条に基づき、妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦からの申請に基づき、その妊産婦に対し助産施設において助産を行っている。</p> <p>【母子生活支援施設における保護の実施】 児童福祉法第23条に基づき、保護者が配偶者のない(又はそれに準ずる)女性でありその子が保護者からの虐待・養育能力の不足や近親者からのDVの被害、居所喪失等により監護すべき児童の福祉に欠ける場合、その保護者からの申請に基づき世帯員を母子生活支援施設に保護し、自立に向けた生活支援等を行っている。</p> <p>当事務では、次に掲げる業務を行っている。</p> <p>【助産施設における助産の実施】</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 面談を通じた生活相談を行い入所申込書を受理する。(2) 助産施設の入所決定(審査)を行い、助産施設への助産の委託をする。(3) 施設利用者の負担能力の認定を行い、必要に応じて、費用の徴収を行う。(4) 助産保護実施解除の通知をする。 <p>【母子生活支援施設における保護の実施】</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 面談を通じた生活相談を実施する。(2) 母子生活支援施設の入所の決定(審査)を行い、母子を保護する。(3) 保護された母子に対する支援計画を作成する。(4) 支援計画に基づく支援を行う(各種福祉施策の活用検討、保育園への入園支援、就労や資格取得に関する情報提供、離婚等に係る法テラスの活用等及び各種手続時の同行支援)。(5) 施設入所者の負担能力の認定を行い、必要に応じて、費用の徴収を行う。(6) 施設入所者の自立の促進のために、定期的に面談を行う。(7) 施設の退所の決定を行う。 <p>特定個人情報ファイルを以下の業務で取扱う。</p> <p>【助産施設における助産の実施】</p> <ol style="list-style-type: none">(2) 助産施設の入所決定(審査)(3) 施設利用者の負担能力の認定を行い、必要に応じて、費用の徴収を行う。 <p>【母子生活支援施設における保護の実施】</p> <ol style="list-style-type: none">(2) 母子生活支援施設の入所の決定(審査)(5) 施設入所者の負担能力の認定を行い、必要に応じて、費用の徴収を行う。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1 専用システムなし(エクセル管理)2 既存住民基本台帳システム(住民記録システム)3 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム)4 中間サーバー5 住民基本台帳ネットワークシステム6 宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none">1 助産情報ファイル2 母子保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項別表第1の9の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する]
	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号別表第2の16の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号別表第2の16の項 【19_児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報】
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部家庭児童課
②所属長の役職名	家庭児童課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡崎市こども部家庭児童課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡崎市こども部家庭児童課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 0564-23-6776

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	全般	番号法	番号利用法	事後	
平成28年12月16日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第14号	番号利用法第19条第15号	事後	
平成29年1月25日	3.個人番号の利用	番号利用法第9条第2項	削除	事後	
平成29年1月25日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第9条第2項	削除	事後	
平成29年1月25日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(提供側)児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報(追記)	事後	
平成29年1月25日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第15号	削除	事後	
平成29年1月25日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1項ホ	事後	
平成30年3月23日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供側)番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ホ	(提供側)番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1項第1号子(修正)及び第12条第1項第8号リ(追記)	事後	
平成30年3月23日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【19.児童福祉法による母子生活支援における保護の実施に関する情報】(追記)	事後	
平成31年4月1日	1 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	家庭児童課長 青山 潤子	家庭児童課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価票の種類		1)基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用		2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託しない	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		提供・移転しない	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続		2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去		2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 8.監査		自己点検・内部監査	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 9.従業員に対する教育・啓発		2)十分である	事後	
令和2年10月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用		1)特に力を入れている	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目2、対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2情報提供の根拠(2)別表第2主務省令第12条第1項第1号ナ	2情報提供の根拠(2)別表第2主務省令第12条第1項第1号リ	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 3法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項別表第1の9の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第9条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項別表第1の9の項	事後	
令和4年4月1日	I 4②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 (1) 番号利用法第19条第8号 別表第2の16の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第12条 2 情報提供の根拠 (1) 番号利用法第19条第8号別表第2の16の項 児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報 (2) 別表第2主務省令第12条第1項第1号リ及び第12条第1項第8号リ 【19 児童福祉法による母子生活支援における保護の実施に関する情報】	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の16の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号別表第2の16の項 【19 児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報】	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	